

## 令和元年度事業計画

平成31年（2019年）度は、平成30年度から3年間の計画期間で策定した「第4期幸区地域福祉活動計画」の2年目の年となります。1年目の取り組みを検証し、活動計画に沿った地域福祉の推進に努めます。

「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」は、ロードマップの第2段階に入り、行政、事業者、町内会・自治会や住民、ボランティア等がそれぞれの役割に応じた具体的な行動を行う段階としています。幸区では「ご近所支え愛事業」が展開され、各部会において見守り等の取り組みが推進されています。本会では、各部会の様々な取り組みから出た地域課題を、地区社会福祉協議会と連携して課題解決に向けた取り組みを進めます。

独自事業である住民交流活動拠点「小倉の駅舎陽だまり」は12年目、「塚越の陽だまり」は9年目、「河原町の陽だまり」は2年目を迎えます。3か所の運営を円滑に進め、地域の居場所として多くの住民に利用いただけるよう、新規利用者の開拓に取り組みます。

「さいわい健康福祉プラザ」と6カ所の「老人いこいの家」は、今年度から5年間の新たな指定管理者として、川崎市社協と幸区社協のグループで指定を受けました。これまでの管理運営の経験を活かし、市社協との協働により適切な施設管理に努めます。

陽だまり、さいわい健康福祉プラザ、老人いこいの家は、住民の身近な相談窓口となるよう、体制づくりや関係機関等との連携に努めます。

また、平成32年（2020年）度の市社協と区社協の法人合併に向けた手続き並びに準備を適切に進めます。

社会福祉協議会を多くの住民に理解していただくため、ホームページを有効活用し、情報発信、情報公開に努め、本会活動の啓発と参加促進を図ります。

幸区に暮らす人々が、地域の問題や課題の解決に向けて主体的に取り組み、安心・安全な「福祉のまちづくり」の実現のため、以下の事業を推進していきます。

### 重点項目

- 1 「第4期幸区地域福祉活動計画」に沿った事業の実施
- 2 住民交流活動拠点の円滑な運営
- 3 地域拠点における相談体制の充実
- 4 地区社会福祉協議会と連携した地域課題解決の仕組みづくり
- 5 自主財源確保と啓発強化

## 実施事業

### 1 法人運営事業

会長・副会長会議、理事会、評議員会を開催し、円滑な法人運営を行います。また、各種委員会を開催し各分野での取り組みを推進します。

- (1) 会長・副会長会議の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 評議員会の開催
- (4) 監事会の開催
- (5) 各種委員会の開催
- (6) 自主財源の確保
- (7) 会員の増強
- (8) 賛助会員の募集
- (9) 社会福祉士相談援助実習の受け入れ
- (10) 市社協との法人合併に向けた手続き並びに準備

### 2 調査研究事業

「第4期幸区地域福祉活動計画」に沿った事業展開を実施します。地域課題の把握に努め、幸区役所の「地域福祉計画」との役割を明確にして、地域住民が参加しやすい取り組みを目指します。

- (1) 「第4期幸区地域福祉活動計画」に沿った取り組み
- (2) 安定した事業運営のための財源確保及び組織体制の検討
- (3) 理事・監事・評議員等を対象とした研修の実施

### 3 企画広報事業

広報紙発行等により住民への福祉啓発、情報提供を行います。また、ホームページの更新頻度を上げるとともに、SNS導入を検討し、様々な情報発信の可能性を探します。

- (1) 機関紙編集委員会を開催し「幸区の社会福祉」の発行（全戸配布）【共同募金配分金事業】
- (2) 区社協通信の発行（会員・登録ボランティアなどへの発送）
- (3) 幸区社会福祉大会の開催
- (4) 区社協ホームページでの情報提供の充実強化【共同募金配分金事業】

### 4 連絡・調整事業

全国・関東ブロック・県・市社協、行政機関、地区社協や福祉関係機関・団体との連携強化と連絡調整を図ります。

- (1) 幸区地域包括ケアシステムネットワーク会議等を通じた、福祉関係をはじめ多様な機関との連携
- (2) 幸区精神保健福祉連絡会等を通じた精神保健福祉関係団体との連携
- (3) 幸区こども総合支援ネットワーク会議を通じた子育て関係機関との連携
- (4) 全国、関東ブロック、県、市等の各社協で開催される関係会議・研修会への参加

- (5) 市社協、市内区社協、かわさき市民活動センター、公園緑地協会等との福祉教育事業等における連携
- (6) 地区社協との連携を深めるための連絡会議の開催

## 5 助成事業

地区社協やボランティアグループが実施している「高齢者ふれあい活動（会食・配食・ミニデイ活動等）」への事業費助成や区民児協等区内関係団体に活動費を助成します。また、グループ・団体等への活動助成を行います。【共同募金配分金事業】

## 6 地域福祉活動事業

地区社協活動の充実のための事業費の交付、陽だまりの運営の充実、区内福祉関係団体との連携による講座等を開催します。また、福祉に関する相談や情報提供の充実を図り、相談から得られた住民の福祉ニーズが事業に反映できるように努めます。

- (1) 地区社協への地域福祉活動費の交付
- (2) 地区社協の育成と活動支援並びに地域課題への連携した取り組みの実施【共同募金配分金事業】
- (3) 地区社協等で実施している子育て支援事業や「会食会」等への支援協力【共同募金配分金事業】
- (4) 住民活動交流拠点の「小倉の駅舎陽だまり」、「塚越の陽だまり」【共同募金配分金事業】、「河原町の陽だまり」の運営の充実
- (5) 区内の障害者作業所等施設関係者との情報交換の場の開催
- (6) 障害者関係等団体との協働による講座等の開催
- (7) 総合相談事業の実施体制の整備、資料の収集と情報の提供【共同募金配分金事業】
- (8) 相談を通じた住民の福祉ニーズの把握
- (9) 「みんなで子育てフェアさいわい」への参加・協力
- (10) 子育て支援に関する啓発事業（プラザ祭り等）
- (11) プラザ祭を区民祭と同日で開催

## 7 在宅福祉活動事業

公共交通機関の利用が困難な障害者や高齢者を、リフト付き移送車両で外出の支援を行う「移送サービス事業」を実施し、移送事業を担う運転ボランティアの養成を行います。また、短期の車いす貸し出しを行います。

- (1) 移送サービス事業の実施【共同募金配分金事業】
- (2) 移送ボランティア講座の開催
- (3) 車いす貸出事業の実施【共同募金配分金事業】
- (4) 高齢者外出支援乗車事業（高齢者フリーパス交付）の実施（福祉パルさいわい・「小倉の駅舎陽だまり」・「河原町の陽だまり」）
- (5) 年末たすけあい募金配分事業の実施【共同募金配分金事業】

## 8 共同募金配分事業

共同募金の配分を受け、広報の充実、地区社協事業の支援、子育て支援事業、小地域福祉活動の充実に向けた事業の実施、住民交流活動拠点の充実した運営に努めます。また、区内の要援護世帯への慰問金品の配付を実施します。

## 9 ボランティア活動振興事業

「幸区社協ボランティアセンター」の運営を充実するとともに、住民へのボランティア活動に対する啓発・支援・情報提供等を行い、区内での助け合い活動の推進を図ります。また、併せて幸区社協ボランティアセンターの周知に努めます。

- (1) ボランティアセンターの運営【共同募金配分金事業】
- (2) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (3) ボランティア活動及び地域福祉活動にかかわる相談・調整、情報収集
- (4) ボランティア人材の育成（市民館等、中間支援組織と連携し講座開催）
- (5) ボランティア情報の広報（幸区社協ボランティアセンターリーフレットの配布・「幸区の社会福祉」「幸区社協通信」への掲載及びホームページの活用）
- (6) 区内で活動しているボランティア団体・当事者団体等の交流会の実施
- (7) 災害時におけるボランティアセンターの役割の検討
- (8) グループ・団体等活動助成の実施
- (9) 福祉体験学習「チャレボラ」や、幸区役所と共催の「ハピボラ」等の開催、学校等における福祉教育の情報提供や協力、福祉教材の貸し出しなど、福祉教育の推進
- (10) ボランティア保険・行事保険の受付
- (11) 区社協の拠点を活用した小地域でのボランティア体制を検討

## 10 福祉パルさいわい受託事業

「福祉パルさいわい」が区民の地域福祉活動の拠点として機能するよう管理運営を行います。

- (1) 研修室およびボランティアコーナーの貸出し
- (2) 福祉パルさいわいの利用促進、貸出し書籍等の管理

## 11 生活福祉資金貸付業務受託事業

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯などの生活の安定を図るため、神奈川県社会福祉協議会や自立支援機関などの関係機関と密に連携して、世帯の自立に向けた支援を実施します。また、個々の借受者に合わせた償還支援及び滞納者への早期対応に努めます。

## 12 金品援護事業

区民からの寄附金、寄託品の受け入れます。また、自宅で不要になった福祉用具を必要な方へ橋渡しするリサイクル事業を行います。

### 1.3 老人いこいの家管理経営事業（川崎市社協とのグループによる運営）

指定管理者として4期目の1年目（平成31年(2019年)度～平成35年(2023年)度）の管理運営を行います。老人いこいの家を地域の拠点施設として位置付け、高齢者をはじめとする幅広い世代が気軽に安心して利用できる施設としての活用を図ります。

- (1) 総合相談窓口としての機能強化
- (2) 施設の適切な保守管理
- (3) 教養講座の開催に伴う運営方法の見直し検討
- (4) 入浴事業の実施
- (5) 災害対応マニュアルの整備と定期的な避難訓練の実施
- (6) 利用者の講座の発表や啓発を目的とした「老人いこいの家まつり」の開催
- (7) 幅広い世代を対象とした事業の企画実施(こども文化センターとの協働事業等)
- (8) 利用者満足度調査の実施
- (9) 各老人いこいの家運営委員会の開催

### 1.4 さいわい健康福祉プラザ管理経営事業（川崎市社協とのグループによる運営）

指定管理者として5期目の1年目（平成31年(2019年)度～平成35年(2023年)度）の管理運営を行います。これまでの実績と経験を活かしながら、川崎市さいわい健康福祉プラザ（老人福祉センター）の管理と利用施設としての事業内容の更なる充実を図り、高齢者をはじめとする幅広い世代の利用に供する地域福祉推進の拠点として運営してまいります。

- (1) 各種講座（生活・趣味・健康など時代に応じた様々な講座）の開催
- (2) 健康相談・生活相談事業の実施
- (3) 敬老のつどい他、季節ごとの歳時や行事の開催
- (4) プラザ祭り他、合築施設のメリットを生かした地域課、こども文化センターとの協働による世代間交流や地域交流の推進
- (5) 各種行事の開催や利用者への支援における区役所隣接のメリットを生かした顔の見える緊密な連携
- (6) 登録団体（約60団体）への貸室
- (7) 入浴事業の実施
- (8) 健康フェア（医師等の専門職による講演会他健康普及啓発事業）の開催
- (9) 月間広報誌「さいわい健康福祉プラザ便り」の発行
- (10) 利用者満足度調査をはじめとする各講座行事受講者へのアンケートの実施
- (11) 川崎市立看護短期大学の実習生受入

### 1.5 日常生活自立支援事業

援助が必要な高齢者や障害者が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等のサービスを提供します。また事業の普及啓発に努めます。

- (1) 日常生活自立支援事業・成年後見制度に関する相談
- (2) 福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービスの実施
- (3) 書類等預かりサービスの実施

## 16 その他の事業

- (1) 神奈川県共同募金会川崎市幸区支会が行う共同募金運動に協力
- (2) 幸区民生委員児童委員協議会への協力
- (3) 「社会を明るくする運動」への協力
- (4) その他、地域福祉推進に必要な事業の実施